



健発0331第43号  
薬食発0331第10号  
平成26年3月31日

各都道府県知事 殿

健康局長  
(公印省略)

医薬食品局長  
(公印省略)

### 検疫法施行令等の一部を改正する政令の施行について

検疫法施行令等の一部を改正する政令(平成26年政令第126号)が本日公布され、本年4月1日より施行されることとされました。

本改正の趣旨及び概要については、下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係業者等に周知徹底をお願いいたします。

### 記

#### 第一 改正の趣旨

本政令は、関係政令の規定により定められている手数料等の額について、平成26年4月1日から消費税が5%から8%に引き上げられることに加え、国及び地方の人件費の変動や物価の下落等諸般の事情を考慮し、当該手数料等の積算根拠となっている人件費、物件費等の価格について、見直しを行い、手数料等の改正を行うものである。

#### 第二 改正の概要

改正にあたって、以下の①から④までに掲げる政令で規定する手数料等について、その額を引き上げる。

具体的な額については、【別添】を参照されたい。

- ① 検疫法施行令（昭和26年政令第377号）
- ② 薬事法関係手数料令（平成17年政令第91号）
- ③ あへんの売渡価格を定める政令（昭和29年政令第281号）
- ④ 覚せい剤取締法施行令（昭和48年政令第334号）

## 各法手数料額の改定についての一覧表

< 検疫法施行令関係 >	( 現 行 )	( 改 正 後 )
・ 船舶の全部に対する衛生検査手数料 ( 同令別表第 2 ( 第 2 条関係 ) )		
( 1 ) 総トン数 5 0 0 トンまで	1 5 , 6 0 0 円	1 5 , 8 0 0 円
( 2 ) 総トン数 1 , 0 0 0 トンまで	2 3 , 9 0 0 円	2 5 , 2 0 0 円
( 3 ) 総トン数 5 , 0 0 0 トンまで	2 9 , 4 0 0 円	3 1 , 4 0 0 円
( 4 ) 総トン数 1 0 , 0 0 0 トンまで	3 2 , 5 0 0 円	3 4 , 8 0 0 円
( 5 ) 総トン数 5 0 , 0 0 0 トンまで	4 4 , 5 0 0 円	4 8 , 3 0 0 円
( 6 ) 総トン数 5 0 , 0 0 0 トンを超過するとき	5 2 , 1 0 0 円	5 6 , 9 0 0 円
( 貨物船にあっては	4 4 , 5 0 0 円	4 8 , 3 0 0 円
・ 航空機に対する衛生検査手数料 ( 同令別表第 2 ( 第 2 条関係 ) )		
	( 現 行 )	( 改 正 後 )
( 1 ) 最大離陸重量 1 0 0 トンまで	6 , 1 0 0 円	6 , 7 0 0 円
( 2 ) 最大離陸重量 2 0 0 トンまで	8 , 6 0 0 円	9 , 4 0 0 円
( 3 ) 最大離陸重量 2 0 0 トンを超過するとき	1 1 , 2 0 0 円	1 2 , 1 0 0 円
・ 人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査手数料 ( 同令別表第 2 ( 第 2 条関係 ) )		
	( 現 行 )	( 改 正 後 )
( 1 ) エボラ出血熱 1 件につき	2 , 7 5 0 円	2 , 9 0 0 円
( 2 ) クリミア・コンゴ出血熱 1 件につき	2 , 7 5 0 円	2 , 9 0 0 円
( 3 ) 痘そう 1 件につき	2 , 7 5 0 円	2 , 9 0 0 円
( 4 ) 南米出血熱 1 件につき	2 , 7 5 0 円	2 , 9 0 0 円
( 5 ) ペスト 1 件につき	7 , 5 0 0 円	7 , 8 0 0 円
( 6 ) マールブルグ病 1 件につき	2 , 7 5 0 円	2 , 9 0 0 円
( 7 ) ラッサ熱 1 件につき	2 , 7 5 0 円	2 , 9 0 0 円
( 8 ) 新型インフルエンザ等感染症 1 件につき	3 , 4 5 0 円	4 , 1 0 0 円
( 9 ) チクングニア熱 1 件につき	2 , 3 5 0 円	2 , 4 0 0 円
( 10 ) デング熱 1 件につき	2 , 3 5 0 円	2 , 4 0 0 円
( 11 ) 鳥インフルエンザ ( H 5 N 1 ) 1 件につき		

	3,450円	4,100円
(12) 鳥インフルエンザ(H7N9) 1件につき		
	3,450円	4,100円
(13) マラリア 1件につき	2,050円	2,200円

・船舶の全部に対する消毒手数料(同令別表第2(第2条関係))

	(現行)	(改正後)
(1) 総トン数500トンまで	40,900円	43,300円
(2) 総トン数1,000トンまで	75,400円	81,200円
(3) 総トン数1,000トンを超すとき		
(現行) 75,400円に超過トン数1,000トンまでごとに 23,500円を加えた額		
(改正後) 81,200円に超過トン数1,000トンまでごとに 24,600円を加えた額		

・航空機に対する消毒手数料(同令別表第2(第2条関係))

	(現行)	(改正後)
(1) 最大離陸重量50トンまで	25,600円	29,900円
(2) 最大離陸重量50トンを超すとき		
(現行) 25,600円に超過トン数50トンまでごとに 9,100円を加えた額		
(改正後) 29,900円に超過トン数50トンまでごとに 10,000円を加えた額		

・貨物に対する消毒手数料(同令別表第2(第2条関係))

	(現行)	(改正後)
1トンまでごとに	9,500円	11,500円

・船舶の全部に対するねずみ族の駆除手数料(同令別表第2(第2条関係))

	(現行)	(改正後)
(1) 総トン数500トンまで	203,500円	213,100円
(2) 総トン数1,000トンまで	277,900円	290,700円
(3) 総トン数1,000トンを超すとき		
(現行) 277,900円に超過トン数1,000トンまでごとに 66,300円を加えた額		
(改正後) 290,700円に超過トン数1,000トンまでごとに 75,000円を加えた額		

・航空機に対するねずみ族の駆除手数料（同令別表第2（第2条関係））

	（現行）	（改正後）
（1）最大離陸重量50トンまで	64,500円	70,600円
（2）最大離陸重量50トンを超えるとき		
（現行）64,500円に超過トン数50トンまでごとに 24,900円を加えた額		
（改正後）70,600円に超過トン数50トンまでごとに 27,600円を加えた額		

・船舶の全部に対する虫類の駆除手数料（同令別表第2（第2条関係））

	（現行）	（改正後）
（1）総トン数500トンまで	33,900円	36,100円
（2）総トン数1,000トンまで	61,400円	66,800円
（3）総トン数1,000トンを超えるとき		
（現行）61,400円に超過トン数1,000トンまでごとに 9,500円を加えた額		
（改正後）66,800円に超過トン数1,000トンまでごとに 10,200円を加えた額		

・航空機に対する虫類の駆除手数料（同令別表第2（第2条関係））

	（現行）	（改正後）
（1）最大離陸重量50トンまで	22,600円	26,800円
（2）最大離陸重量50トンを超えるとき		
（現行）22,600円に超過トン数50トンまでごとに 6,100円を加えた額		
（改正後）26,800円に超過トン数50トンまでごとに 7,000円を加えた額		

・貨物に対する虫類の駆除手数料（同令別表第2（第2条関係））

	（現行）	（改正後）
1トンまでごとに	9,600円	11,500円

・視診、問診、触診、打診又は聴診による診察手数料（同令別表第2（第2条関係））

	（現行）	（改正後）
1人につき	2,700円	2,800円

・予防接種手数料（同令別表第2（第2条関係））

	( 現 行 )	( 改 正 後 )
ペスト 1回につき	11,200円	11,600円

・ 証明書の交付手数料 ( 同令別表第 2 ( 第 2 条関係 ) )

	( 現 行 )	( 改 正 後 )
1 枚につき	830円	880円

・ 病原体の有無に関する検査手数料 ( 同令別表第 2 の 2 ( 第 2 条の 2 関係 ) )

	( 現 行 )	( 改 正 後 )
( 1 ) 急性灰白髄炎 1 件につき	2,350円	2,400円
( 2 ) 細菌性赤痢 1 件につき	2,900円	3,100円
( 3 ) ジフテリア 1 件につき	3,100円	3,600円
( 4 ) 腸チフス 1 件につき	2,900円	3,100円
( 5 ) パラチフス 1 件につき	2,900円	3,100円
( 6 ) 腸管出血性大腸菌感染症 1 件につき	2,900円	3,100円
( 7 ) ウエストナイル熱 1 件につき	2,350円	2,400円
( 8 ) A 型肝炎 1 件につき	3,050円	3,100円
( 9 ) 黄熱 1 件につき	2,350円	2,400円
( 10 ) 腎症候性出血熱 1 件につき	2,350円	2,400円
( 11 ) 日本脳炎 1 件につき	2,350円	2,400円
( 12 ) 破傷風 1 件につき	3,100円	3,600円
( 13 ) ハンタウイルス肺症候群 1 件につき	2,350円	2,400円
( 14 ) 麻しん 1 件につき	2,350円	2,400円

・ 視診、問診、触診、打診又は聴診による診察手数料 ( 同令別表第 2 の 2 ( 第 2 条の 2 関係 ) )

	( 現 行 )	( 改 正 後 )
1 人につき	2,700円	2,800円

・ 予防接種手数料 ( 同令別表第 2 の 2 ( 第 2 条の 2 関係 ) )

	( 現 行 )	( 改 正 後 )
( 1 ) 急性灰白髄炎 1 回につき	3,050円	3,150円
( 2 ) ジフテリア 1 回につき	4,550円	4,750円
( 3 ) 黄熱 1 回につき	10,000円	10,300円
( 4 ) 狂犬病 1 回につき	12,400円	14,400円
( 5 ) 日本脳炎 1 回につき	6,400円	6,500円
( 6 ) 破傷風 1 回につき	3,500円	3,700円
( 7 ) 麻しん 1 回につき	5,800円	5,900円

・ 証明書の交付手数料（同令別表第2の2（第2条の2関係））

	（現行）	（改正後）
1枚につき	830円	880円

< 薬事法関係手数料令関係 >

	（現行）	（改正後）
・ 製造業許可に係る調査手数料【新規】	イ 148,100円 ロ 111,500円	152,300円 114,700円

（同令第16条第1項第1号）

・ 製造業許可に係る調査手数料【区分変更・追加】	イ 97,400円 ロ 55,300円	100,200円 56,900円
--------------------------	------------------------	---------------------

（同令第16条第1項第2号）

・ 製造業許可に係る調査手数料【更新】	イ 97,400円 ロ 55,300円	100,200円 56,900円
---------------------	------------------------	---------------------

（同令第16条第1項第3号）

・ 外国製造業者認定に係る調査手数料【新規】	イ 133,300円 ロ 58,100円	137,100円 59,700円
------------------------	-------------------------	---------------------

（同令第16条第2項第1号）

・ 外国製造業者認定に係る調査手数料【区分変更・追加】	イ 64,600円 ロ 39,700円	66,400円 40,900円
-----------------------------	------------------------	--------------------

（同令第16条第2項第2号）

・ 外国製造業者認定に係る調査手数料【更新】	イ 64,600円 ロ 39,700円	66,400円 40,900円
------------------------	------------------------	--------------------

（同令第16条第2項第3号）

・ 医薬品・医療機器承認審査に係る適合性調査手数料	イ 6,559,600円 ロ 3,286,000円 ハ 1,639,800円 ニ 818,100円 ホ 2,463,200円 ヘ 615,900円 ト 1,232,500円 チ 310,100円	6,747,000円 3,379,900円 1,686,600円 841,500円 2,533,600円 633,600円 1,267,700円 319,000円
---------------------------	--	--

（同令第17条第2項第1号）

	リ	214,000円	220,100円
	又	664,500円	683,500円
	ル	68,500円	70,500円
	ヲ	68,500円	70,500円
・医薬品・医療機器一部変更承認審査 に係る適合性調査手数料 (同令第17条第2項第2号)	イ	2,463,200円	2,533,600円
	ロ	615,900円	633,600円
	ハ	120,700円	124,200円
	ニ	1,232,500円	1,267,700円
	ホ	310,100円	319,000円
	ヘ	109,800円	112,900円
	ト	664,500円	683,500円
	チ	37,100円	38,200円
	リ	37,100円	38,200円
・GLP適合性調査手数料 (同令第17条第3項第1号)	イ	2,062,400円	2,121,400円
	ロ	2,282,600円	2,347,900円
・医薬品GCP適合性調査手数料 (同令第17条第3項第2号)	イ	2,723,200円	2,801,000円
	ロ	3,011,900円	3,098,000円
	ハ	720,800円	741,400円
	ニ	751,800円	773,300円
	ホ	645,200円	663,600円
	ヘ	950,200円	977,400円
・医療機器GCP適合性調査手数料 (同令第17条第3項第3号)	イ	635,300円	653,400円
	ロ	918,400円	944,700円
・GMP・QMS適合性調査手数料 【承認・一変】 (同令第17条第4項第1号)	イ(1)	666,100円	685,100円
	イ(2)	844,400円	868,600円
	ロ(1)	739,800円	760,900円
	ロ(2)	933,500円	960,200円
	ハ(1)	201,300円	207,100円
	ハ(2)	229,800円	236,400円
	ニ(1)	141,200円	145,300円
	ニ(2)	155,400円	159,900円
・GMP・QMS適合性調査手数料	イ	63,800円	65,600円



【承認・一変：包装等のみ】 (同令第17条第4項第2号)	□ 84,800円	87,200円
・GMP・QMS適合性調査手数料 【更新】 (同令第17条第4項第3号)	イ(1) 436,000円 30,500円 イ(2) 554,200円 30,500円 □(1) 380,000円 12,400円 □(2) 480,000円 12,400円 八(1) 336,500円 9,600円 八(2) 409,400円 9,600円 二(1) 258,500円 6,700円 二(2) 338,100円 6,700円	448,500円 31,400円 570,100円 31,400円 390,900円 12,800円 493,800円 12,800円 346,100円 9,900円 421,100円 9,900円 265,900円 6,900円 347,800円 6,900円
・GMP・QMS適合性調査手数料 【承認・一変：試験等のみ】 (同令第17条第5項第1号)	イ 63,800円 □ 84,800円	65,600円 87,200円
・GMP・QMS適合性調査手数料 【更新：試験等のみ】 (同令第17条第5項第2号)	イ 258,500円 6,700円 □ 338,100円 6,700円	265,900円 6,900円 347,800円 6,900円
・再審査適合性調査手数料 (同令第17条第9項第1号)	イ 2,673,700円 □ 892,100円 八 624,600円	2,750,100円 917,600円 642,400円
・GLP(再審査)・GPS P 適合性調査 (同令第17条第9項第2号)	イ(1) 2,062,400円 イ(2) 2,282,600円 □(1) 2,193,300円 □(2) 2,409,600円 □(3) 752,600円 □(4) 772,300円	2,121,400円 2,347,900円 2,256,000円 2,478,500円 774,100円 794,400円

□(5) 610,700円	628,200円
□(6) 949,000円	976,100円

< 覚せい剤取締法施行令関係 >	( 現 行 )	( 改 正 後 )
・ 覚せい剤製造業者の指定手数料 ( 同令第 2 条第 1 号 )		
	13,500円	13,600円

< あへんの売渡価格を定める政令関係 >	( 現 行 )	( 改 正 後 )
・ あへんの売渡価格		
	202,500円	208,200円

検疫法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百二十六号

検疫法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第二十六条及び第二十六条の二、薬事法（昭和三十一年法律第四十五号）第七十八条第二項、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十五条第一項並びに覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（検疫法施行令の一部改正）

第一条 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二船舶の全部に対する衛生検査の項中、「一五、六〇〇円」を「一五、八〇〇円」に、「二三、九〇〇円」を「二五、二〇〇円」に、「二九、四〇〇円」を「三一、四〇〇円」に、「三三、五〇〇円」を「三四、八〇〇円」に、「四四、五〇〇円」を「四八、三〇〇円」に、「五二、一〇〇円」を「五六、九〇〇円」に改め、同表航空機に対する衛生検査の項中、「六、一〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「八、六〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一二、一〇〇円」に改め、同表人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中、「二、七五〇円」を「二、九〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「三、四五〇円」を「四、一〇〇円」に、「二、三五〇円」を「二、四〇〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同表船舶の全部に対する消毒の項中、「四〇、九〇〇円」を「四三、三〇〇円」に、「七五、四〇〇円」を「八一、二〇〇円」に、「二五、五〇〇円」を「二四、九〇〇円」に改め、同表航空機に対する消毒の項中、「二五、六〇〇円」を「二九、九〇〇円」に改め、同表貨物に対する消毒の項中、「九、五〇〇円」を「一一、五〇〇円」に改め、同表船舶の全部に対するねずみ族の駆除の項中、「二〇三、五〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「二七七、九〇〇円」を「二九〇、七〇〇円」に、「六六、三〇〇円」を「七五、〇〇〇円」に改め、同表航空機に対するねずみ族の駆除の項中、「六四、五〇〇円」を「七〇、六〇〇円」に、「二四、九〇〇円」を「二七、六〇〇円」に改め、同表船舶の全部に対する虫類の駆除の項中、「三三、九〇〇円」を「三六、一〇〇円」に、「六一、四〇〇円」を「六六、八〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に改め、同表航空機に対する虫類の駆除の項中、「二二、六〇〇円」を「二六、八〇〇円」に、「六一、〇〇円」を「七、〇〇〇円」に改め、同表貨物に対する虫類の駆除の項中、「九、六〇〇円」を「一一、五〇〇円」に改め、同表視診、問診、触診、打診又は聴診による診察の項中、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表予防接種の項中、「一一、二〇〇円」を「一一、六〇〇円」に改め、同表証明書の交付の項中、「八三〇円」を「八八〇円」に改める。

別表第二の二病原体の有無に関する検査の項中、「二、三三、五〇〇円」を「二、三、四〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、一〇〇円」に改め、同表視診、問診、触診、打診又は聴診による診察の項中、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表予防接種の項中、「三、〇五〇円」を「三、一五〇円」に、「四、五五〇円」を「四、七五〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一二、四〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同表証明書の交付の項中、「八三〇円」を「八八〇円」に改める。

(薬事法関係手数料令の一部改正)  
第二条 薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号イ中、「十四万八千四百円」を、「十五万二千三百円」に改め、同号ロ中、「十一万五千五百円」を、「十一万四千七百円」に改め、同項第二号イ中、「九万七千四百円」を、「十万二百円」に改め、同号ロ中、「五万五千三百円」を、「五万六千九百円」に改め、同項第三号イ中、「九万七千四百円」を、「十万二百円」に改め、同号ロ中、「五万五千三百円」を、「五万六千九百円」に改め、同条第二項第一号イ中、「十三万三千三百円」を、「十三万七千七百円」に改め、同号ロ中、「五万八千四百円」を、「五万九千七百円」に改め、同項第二号イ中、「六万四千六百円」を、「六万四千四百円」に改め、同号ロ中、「三万九千七百円」を、「四万九百円」に改め、同条第三号イ中、「六万四千六百円」を、「六万六千四百円」に改め、同号ロ中、「三万九千七百円」を、「四万九百円」に改める。

第十七条第二項第一号中、「ヲまで」を、「ルまで」に改め、同号イ中、「六百五十五万九千九百六十円」を、「六百七十四万七千円」に改め、同号ロ中、「三百二十八万六千円」を、「三百二十七万九千九百円」に改め、同号ハ中、「百六十三万九千八百円」を、「百六十八万六千六百円」に改め、同号ニ中、「八十一万八千四百円」を、「八十四万五千五百円」に改め、同号ホ中、「二百四十六万三千二百円」を、「二百五十三万三千六百円」に改め、同号ヘ中、「六十一万五千九百円」を、「六十三万三千六百円」に改め、同号ト中、「百二十三万二千五百円」を、「百二十六万七千七百円」に改め、同号チ中、「三十一万九千円」を、「三十一万四千円」に改め、同号リ中、「二十二万九千円」に改め、同号又中、「六十六万四千五百円」を、「六十八万三千五百円」に改め、同号ル中、「又は(6)」を、「から(9)まで」に改め、同号イ中、「七万五百円」に改め、同号ヲを削り、同項第二号中、「リまで」を、「チまで」に改め、同号イ中、「二百四十六万三千二百円」を、「二百五十三万三千六百円」に改め、同号ロ中、「六十一万五千九百円」を、「六十三万三千六百円」に改め、同号ハ中、「十二万七千七百円」を、「十二万四千二百円」に改め、同号ニ中、「百二十三万二千五百円」を、「百二十六万七千七百円」に改め、同号ホ中、「三十一万九千円」を、「三十一万九千九百円」に改め、同号ヘ中、「十万九千八百円」を、「十一万二千九百円」に改め、同号ト中、「六十六万四千五百円」を、「六十八万三千五百円」に改め、同号チ中、「第七千七百円」に改め、同号リを削り、同条第三項第一号イ中、「二百六万二千四百円」を、「二百七十二万四千四百円」に改め、同号ロ中、「二百二十八万二千六百円」を、「二百三十四万七千九百円」に改め、同項第二号イ中、「二百七十二万三千二百円」を、「二百八十八万九千円」に改め、同号ロ中、「三百一十九万九千九百円」を、「三百九十八万八千円」に改め、同号ハ中、「七十二万八千円」を、「七十四万四千四百円」に改め、同号ニ中、「七十五万八千八百円」を、「七十七万三千三百円」に改め、同号ホ中、「六十四万五千二百円」を、「六十六万三千六百円」に改め、同号ヘ中、「九十五万二千二百円」を、「九十七万七千四百円」に改め、同項第三号イ中、「六十三万五千三百円」を、「六十五万三千四百円」に改め、同号ロ中、「九十一万八千四百円」を、「九十四万四千七百円」に改め、同条第四項第一号イ(1)中、「六十六万六千六百円」を、「六十八万五千五百円」に改め、同号イ(2)中、「八十四万四千四百円」を、「八十六万八千六百円」に改め、同号ロ(1)中、「七十三万九千八百円」を、「七十六万九千九百円」に改め、同号ロ(2)中、「九十三万三千五百円」を、「九十六万二千二百円」に改め、同号ハ(1)中、「二十万三千三百円」を、「二十万七千七百円」に改め、同号ハ(2)中、「二十二万九千八百円」を、「二十三万六千四百円」に改め、同号ニ(1)中、「十四万二千二百円」を、「十四万五千三百円」に改め、同号ニ(2)中、「十五万五千四百円」を、「十五万九千九百円」に改め、同項第二号イ中、「六万三千八百円」を、「六万五千六百円」に改め、同号ロ中、「八万四千八百円」を、「八万七千二百円」に改め、同項第三号イ(1)中、「四十三万六千円」を、「四十四万八千五百円」に改め、同号イ(2)中、「三万四千四百円」に改め、同号ロ(1)中、「五十五万四千二百円」を、「五十七万七百円」に改め、同号ロ(2)中、「三万五百円」を、「三万四千四百円」に改め、同号ロ(1)中、「三十八万九千円」を、「三十九万九百円」に改め、同号ロ(2)中、「四十八万九千円」を、「四十九万三千八百円」に改め、同号ハ(1)中、「三十三万六千五百円」を、「三十三

四万六千六百円」に改め、同号ハ(2)中、「四十万九千四百円」を、「四十二万九千六百円」に改め、同号ニ(1)中、「二十五万八千五百円」を、「二十六万五千九百円」に改め、同号ニ(2)中、「三十三万八千四百円」を、「三十四万七千八百円」に改め、同号ロ(1)中、「六千七百円」を、「六千九百円」に改め、同号ロ(2)中、「六千七百円」を、「六千九百円」に改め、同条第五項第一号イ中、「六万三千八百円」を、「六万五千六百円」に改め、同号ロ中、「八万四千八百円」を、「八万七千二百円」に改め、同項第二号イ中、「二十五万八千五百円」を、「二十六万五千九百円」に改め、同号ロ(1)中、「六千七百円」を、「六千九百円」に改め、同号ロ(2)中、「三十三万八千四百円」を、「三十四万七千八百円」に改め、同号ロ(3)中、「六千七百円」を、「六千九百円」に改め、同条第九項第一号イ中、「二百六十七万三千七百円」を、「二百七十五万九千九百円」に改め、同号ロ中、「八十九万二千二百円」を、「九十一万七千六百円」に改め、同号ハ中、「六十二万四千六百円」を、「六十四万二千四百円」に改め、同項第二号イ(1)中、「二百六万二千四百円」を、「二百七十二万四千四百円」に改め、同号イ(2)中、「二百二十八万二千六百円」を、「二百三十四万七千九百円」に改め、同号ロ(1)中、「二百二十九万三千三百円」を、「二百三十五万六千円」に改め、同号ロ(2)中、「二百四十七万八千五百円」に改め、同号ロ(3)中、「七十五万二千六百円」を、「七十七万四千四百円」に改め、同号ロ(4)中、「七十七万二千三百円」を、「七十九万四千四百円」に改め、同号ロ(5)中、「六十一万七千七百円」を、「六十二万八千二百円」に改め、同号ロ(6)中、「九十四万九千九百円」を、「九十七万六千六百円」に改める。

(あへんの売渡価格を定める政令の一部改正)

第三条 あへんの売渡価格を定める政令(昭和二十九年政令第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

「二十万二千五百円」を、「二十万八千二百円」に改める。

(覚せい剤取締法施行令の一部改正)

第四条 覚せい剤取締法施行令(昭和四十八年政令第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中、「一万三千五百円」を、「一万三千六百円」に改める。

附則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣 安倍 晋三

検疫法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照表 目次

○ 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）（第一条関係）	1
○ 薬事法関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）（第二条関係）	12
○ あへんの売渡価格を定める政令（昭和二十九年政令第二百八十一号）（第三条関係）	26
○ 覚せい剤取締法施行令（昭和四十八年政令第三百三十四号）（第四条関係）	27

○ 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二（第二条関係）		別表第二（第二条関係）	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
船舶の全部 に対する衛生検査	船舶の全部 に対する衛生検査	船舶の全部 に対する衛生検査	船舶の全部 に対する衛生検査
総トン数五〇〇ト ンまで	一船につき 一五、八〇 円	総トン数五〇〇ト ンまで	一船につき 一五、六〇 円
総トン数一、〇〇 〇トンまで	一船につき 二五、二〇 円	総トン数一、〇〇 〇トンまで	一船につき 二三、九〇 円
総トン数五、〇〇 〇トンまで	一船につき 三一、四〇 円	総トン数五、〇〇 〇トンまで	一船につき 二九、四〇 円
総トン数一〇、〇 〇トンまで	一船につき 三四、八〇 円	総トン数一〇、〇 〇トンまで	一船につき 三二、五〇 円
総トン数五〇、〇 〇トンまで	一船につき 四八、三〇 円	総トン数五〇、〇 〇トンまで	一船につき 四四、五〇 円
総トン数五〇、〇 〇トンまで	一船につき 五六、九〇 円	総トン数五〇、〇 〇トンまで	一船につき 五二、一〇 円

検査 無に 病原 疫感 に對 人又 は貨 物に 對す る検 査	痘 そ う	ク リ ミ ア ・ コ ン ゴ 出 血 熱	エ ボ ラ 出 血 熱	最大 離陸 重量 二〇 〇ト ンを 超過 する とき	最大 離陸 重量 二〇 〇ト ンま で	航空 機に 對す る衛 生検 査	(略)	(略)	〇〇 トン を 超 過 す るとき
									〇円 (貨物 船にあ つて は、四 八、 三〇〇 円)
一件 につ き	一件 につ き	一件 につ き	一件 につ き	一件 につ き	一件 につ き	一件 につ き	(略)		
二、 九〇 〇	二、 九〇 〇 円	二、 九〇 〇 円	二、 九〇 〇 円	一、 二、 一〇 〇 円	九、 四〇 〇 円	六、 七〇 〇 円			

検査 無に 病原 疫感 に對 人又 は貨 物に 對す る検 査	痘 そ う	ク リ ミ ア ・ コ ン ゴ 出 血 熱	エ ボ ラ 出 血 熱	最大 離陸 重量 二〇 〇ト ンを 超過 する とき	最大 離陸 重量 二〇 〇ト ンま で	航空 機に 對す る衛 生検 査	(略)	(略)	〇〇 トン を 超 過 す るとき
									〇円 (貨物 船にあ つて は、四 四、 五〇〇 円)
一件 につ き	一件 につ き	一件 につ き	一件 につ き	一件 につ き	一件 につ き	一件 につ き	(略)		
二、 七五 〇	二、 七五 〇 円	二、 七五 〇 円	二、 七五 〇 円	一、 一、 二〇 〇 円	八、 六〇 〇 円	六、 一〇 〇 円			

南米出血熱	一件につき 円 二、九〇〇	ペスト	一件につき 円 七、八〇〇	マールブルグ病	一件につき 円 二、九〇〇	ラッサ熱	一件につき 円 二、九〇〇	新型インフルエンザ等感染症	一件につき 円 四、一〇〇	チクングニア熱	一件につき 円 二、四〇〇	デング熱	一件につき 円 二、四〇〇	鳥インフルエンザ (H5N1・H7)	一件につき 円 四、一〇〇
-------	------------------	-----	------------------	---------	------------------	------	------------------	---------------	------------------	---------	------------------	------	------------------	-----------------------	------------------

南米出血熱	一件につき 円 二、七五〇	ペスト	一件につき 円 七、五〇〇	マールブルグ病	一件につき 円 二、七五〇	ラッサ熱	一件につき 円 二、七五〇	新型インフルエンザ等感染症	一件につき 円 三、四五〇	チクングニア熱	一件につき 円 二、三五〇	デング熱	一件につき 円 二、三五〇	鳥インフルエンザ (H5N1・H7)	一件につき 円 三、四五〇
-------	------------------	-----	------------------	---------	------------------	------	------------------	---------------	------------------	---------	------------------	------	------------------	-----------------------	------------------



航空機に対する消毒	(略)		船舶の全部に対する消毒			マラリア	N九)
	(略)		総トン数一、〇〇〇トンまで	総トン数一、〇〇〇トンまで	総トン数五〇〇トンまで		
最大離陸重量五〇トンまで	(略)		総トン数一、〇〇〇トンを超すとき	総トン数一、〇〇〇トンまで	総トン数五〇〇トンまで		
一機につき 円 二九、九〇	(略)		一船につき 円 八一、二〇〇	一船につき 円 八一、二〇〇	一船につき 円 四三、三〇〇	一件につき 円 二、二〇〇	
			一船につき 円 八一、二〇〇	一船につき 円 八一、二〇〇	一船につき 円 四三、三〇〇	一件につき 円 二、二〇〇	

航空機に対する消毒	(略)		船舶の全部に対する消毒			マラリア	N九)
	(略)		総トン数一、〇〇〇トンまで	総トン数一、〇〇〇トンまで	総トン数五〇〇トンまで		
最大離陸重量五〇トンまで	(略)		総トン数一、〇〇〇トンを超すとき	総トン数一、〇〇〇トンまで	総トン数五〇〇トンまで		
一機につき 円 二五、六〇	(略)		一船につき 円 七五、四〇〇	一船につき 円 七五、四〇〇	一船につき 円 四〇、九〇〇	一件につき 円 二、〇五〇	
			一船につき 円 七五、四〇〇	一船につき 円 七五、四〇〇	一船につき 円 四〇、九〇〇	一件につき 円 二、〇五〇	

貨物に対する消毒	最大離陸重量五〇 トンを超過する とき	一機につき 二九、九〇 〇円を超過 トン数五〇 トンまでご とに一〇、 〇〇〇円を 加えた額	一トンまでごとに一一、 五〇〇 円	船舶の全部 に対するね ずみ族の駆 除	総トン数五〇〇ト ンまで 二一三、一 〇〇円	総トン数一、〇〇 〇トンまで 二九〇、七 〇〇円	総トン数一、〇〇 〇トンを超過する とき 一船につき 二九〇、七 〇〇円に超 過トン数一 、〇〇〇ト ンまでごと に七五、〇 〇〇円を加

貨物に対する消毒	最大離陸重量五〇 トンを超過する とき	一機につき 二五、六〇 〇円を超過 トン数五〇 トンまでご とに九、一 〇〇円を加 えた額	一トンまでごとに九、五 〇〇 円	船舶の全部 に対するね ずみ族の駆 除	総トン数五〇〇ト ンまで 二〇三、五 〇〇円	総トン数一、〇〇 〇トンまで 二七七、九 〇〇円	総トン数一、〇〇 〇トンを超過する とき 一船につき 二七七、九 〇〇円に超 過トン数一 、〇〇〇ト ンまでごと に六六、三 〇〇円を加

	(略)	航空機に対するねずみ族の駆除	船舶の全部に対する虫類の駆除			えた額
				(略)	(略)	
		最大離陸重量五〇トンまで	総トン数五〇〇トンまで	総トン数一、〇〇〇トンまで	総トン数一、〇〇〇トンを超過するとき	
		一機につき 七〇、六〇〇円	一船につき 三六、一〇〇円	一船につき 六六、八〇〇円	一船につき 六六、八〇〇円に超過 トン数一、〇〇〇トン	
		最大離陸重量五〇トンを超すと き				
		一機につき 七〇、六〇〇円に超過 トン数五〇 トンまでご とに二七、 六〇〇円を 加えた額				

	(略)	航空機に対するねずみ族の駆除	船舶の全部に対する虫類の駆除			えた額
				(略)	(略)	
		最大離陸重量五〇トンまで	総トン数五〇〇トンまで	総トン数一、〇〇〇トンまで	総トン数一、〇〇〇トンを超過するとき	
		一機につき 六四、五〇〇円	一船につき 三三、九〇〇円	一船につき 六一、四〇〇円	一船につき 六一、四〇〇円に超過 トン数一、〇〇〇トン	
		最大離陸重量五〇トンを超すと き				
		一機につき 六四、五〇〇円に超過 トン数五〇 トンまでご とに二四、 九〇〇円を 加えた額				

視診、問診、触診、打診又は聴診による診察	貨物に対する虫類の駆除	航空機に対する虫類の駆除	(略)	
		最大離陸重量五〇トンを超すと き	最大離陸重量五〇トンまで	(略)
一人につき 円 二、八〇〇	一トンまでごとに 円 五〇〇	一機につき 二六、八〇〇円を超 トシ数五〇 トンまでご とに七、〇 〇〇円を加 えた額	一機につき 二六、八〇〇円	までごとに 一〇、二〇〇円を加え た額

視診、問診、触診、打診又は聴診による診察	貨物に対する虫類の駆除	航空機に対する虫類の駆除	(略)	
		最大離陸重量五〇トンを超すと き	最大離陸重量五〇トンまで	(略)
一人につき 円 二、七〇〇	一トンまでごとに 円 〇〇〇	一機につき 二二、六〇〇円を超 トシ数五〇 トンまでご とに六、一 〇〇円を加 えた額	一機につき 二二、六〇〇円	までごとに 九、五〇〇円を加えた 額

病原体の有 無に関する 検査						急性灰白髄炎		別表第二の二 (第二條の二関係)	予防接種	ペスト
						一件につき 円 二、四〇〇	一件につき 円 三、一〇〇		一件につき 円 三、一〇〇	一件につき 円 三、一〇〇
						急性灰白髄炎		別表第二の二 (第二條の二関係)	証明書の交付	ペスト
						急性灰白髄炎			一枚につき 円 八八〇	一回につき 円 一、六〇〇

病原体の有 無に関する 検査						急性灰白髄炎		別表第二の二 (第二條の二関係)	予防接種	ペスト
						一件につき 円 二、三五〇	一件につき 円 二、九〇〇		一件につき 円 二、九〇〇	一件につき 円 二、九〇〇
						急性灰白髄炎		別表第二の二 (第二條の二関係)	証明書の交付	ペスト
						急性灰白髄炎			一枚につき 円 八三〇	一回につき 円 一、二〇〇

ハンタウイルス肺	破傷風	日本脳炎	腎症候性出血熱	(略)	(略)	黄熱	A型肝炎	ウエストナイル熱	(略)
一件につき 二、四〇〇	一件につき 円 三、六〇〇	一件につき 円 二、四〇〇	一件につき 円 二、四〇〇	(略)	(略)	一件につき 円 二、四〇〇	一件につき 円 三、一〇〇	一件につき 円 二、四〇〇	(略)

ハンタウイルス肺	破傷風	日本脳炎	腎症候性出血熱	(略)	(略)	黄熱	A型肝炎	ウエストナイル熱	(略)
一件につき 二、三五〇	一件につき 円 三、一〇〇	一件につき 円 二、三五〇	一件につき 円 二、三五〇	(略)	(略)	一件につき 円 二、三五〇	一件につき 円 三、〇五〇	一件につき 円 二、三五〇	(略)

予防接種						視診、問診、 診による診察 触診、打診又は聴	症候群	
日本脳炎	狂犬病	黄熱	(略)	ジフテリア	急性灰白髄炎		麻しん	症候群
一回につき 円 六、五〇〇	一回につき 円 一四、四〇〇	一回につき 円 一〇、三〇〇	(略)	一回につき 円 四、七五〇	一回につき 円 三、一五〇	一人につき 円 二、八〇〇	一件につき 円 二、四〇〇	円

予防接種						視診、問診、 診による診察 触診、打診又は聴	症候群	
日本脳炎	狂犬病	黄熱	(略)	ジフテリア	急性灰白髄炎		麻しん	症候群
一回につき 円 六、四〇〇	一回につき 円 一二、四〇〇	一回につき 円 一〇、〇〇〇	(略)	一回につき 円 四、五五〇	一回につき 円 三、〇五〇	一人につき 円 二、七〇〇	一件につき 円 二、三五〇	円

証明書の交付	麻しん	破傷風
	一回につき 円 五、九〇〇	一回につき 円 三、七〇〇
一枚につき 八八〇円		

証明書の交付	麻しん	破傷風
	一回につき 円 五、八〇〇	一回につき 円 三、五〇〇
一枚につき 八三〇円		



改正案	現行
<p>（機構による調査に係る手数料の額）</p> <p>第十六条 機構が行う法第十三条の二第一項の調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第十三条第一項の許可についての調査（次号に掲げるものを除く。） イ又はロに掲げる許可の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額</p> <p>イ 法第十三条第一項の医薬品又は医療機器の製造に係る許可（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品又は医療機器の製造に係る許可を除く。以下この項において「医薬品等の製造に係る許可」という。）であつて、実地の調査を伴うもの <u>十五万二千三百円</u></p> <p>ロ 医薬品等の製造に係る許可であつて、実地の調査を伴わないもの <u>十一万四千七百円</u></p> <p>二 法第十三条第一項の許可についての調査（同条第六項の許可の区分の変更又は追加の許可についてのものに限る。） イ又はロに掲げる変更又は追加の許可の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額</p> <p>イ 医薬品等の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許</p>	<p>（機構による調査に係る手数料の額）</p> <p>第十六条 機構が行う法第十三条の二第一項の調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第十三条第一項の許可についての調査（次号に掲げるものを除く。） イ又はロに掲げる許可の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額</p> <p>イ 法第十三条第一項の医薬品又は医療機器の製造に係る許可（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品又は医療機器の製造に係る許可を除く。以下この項において「医薬品等の製造に係る許可」という。）であつて、実地の調査を伴うもの <u>十四万八千円</u></p> <p>ロ 医薬品等の製造に係る許可であつて、実地の調査を伴わないもの <u>十一万五百円</u></p> <p>二 法第十三条第一項の許可についての調査（同条第六項の許可の区分の変更又は追加の許可についてのものに限る。） イ又はロに掲げる変更又は追加の許可の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額</p> <p>イ 医薬品等の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許</p>

可であつて、実地の調査を伴うもの 十万二百円

ロ 医薬品等の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可であつて、実地の調査を伴わないもの 五万六千九百円

三 法第十三条第三項の許可の更新についての調査 イ又はロに掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第二条第一号又は第二号に掲げる許可の更新であつて、実地の調査を伴うもの 十万二百円

ロ 第二条第一号又は第二号に掲げる許可の更新であつて、実地の調査を伴わないもの 五万六千九百円

## 2

機構が行う法第十三条の三第三項において準用する法第十三条の二第一項の調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第十三条の三第一項の認定についての調査（次号に掲げるものを除く。） イ又はロに掲げる認定の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 法第十三条の三第一項の医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造に係る認定（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造に係る認定を除く。以下この項において「医薬品等の製造に係る認定」という。）であつて、実地の調査を伴うもの 十三万七千五百円に、当該調査のため機構の

可であつて、実地の調査を伴うもの 九万七千四百円

ロ 医薬品等の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可であつて、実地の調査を伴わないもの 五万五千三百円

三 法第十三条第三項の許可の更新についての調査 イ又はロに掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第二条第一号又は第二号に掲げる許可の更新であつて、実地の調査を伴うもの 九万七千四百円

ロ 第二条第一号又は第二号に掲げる許可の更新であつて、実地の調査を伴わないもの 五万五千三百円

## 2

機構が行う法第十三条の三第三項において準用する法第十三条の二第一項の調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第十三条の三第一項の認定についての調査（次号に掲げるものを除く。） イ又はロに掲げる認定の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 法第十三条の三第一項の医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造に係る認定（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造に係る認定を除く。以下この項において「医薬品等の製造に係る認定」という。）であつて、実地の調査を伴うもの 十三万三千三百円に、当該調査のため機構

職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額（以下「機構職員の旅費相当額」という。）を加算した額

ロ 医薬品等の製造に係る認定であつて、実地の調査を伴わないもの 五万九千七百円

二 法第十三条の三第一項の認定についての調査（同条第三項において読み替えて準用する法第十三条第六項の認定の区分の変更又は追加の認定についてのものに限る。）イ又はロに掲げる認定の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 医薬品等の製造に係る認定の区分の変更又は追加の認定であつて、実地の調査を伴うもの 六万六千四百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

ロ 医薬品等の製造に係る認定の区分の変更又は追加の認定であつて、実地の調査を伴わないもの 四万九百円

三 法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第三項の認定の更新についての調査 イ又はロに掲げる認定の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる認定の更新であつて、実地の調査を伴うもの 六万六千四百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

ロ 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる認定の更新であつて、実地の調査を伴わないもの 四万九百円

の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額（以下「機構職員の旅費相当額」という。）を加算した額

ロ 医薬品等の製造に係る認定であつて、実地の調査を伴わないもの 五万八千百円

二 法第十三条の三第一項の認定についての調査（同条第三項において読み替えて準用する法第十三条第六項の認定の区分の変更又は追加の認定についてのものに限る。）イ又はロに掲げる認定の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 医薬品等の製造に係る認定の区分の変更又は追加の認定であつて、実地の調査を伴うもの 六万四千六百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

ロ 医薬品等の製造に係る認定の区分の変更又は追加の認定であつて、実地の調査を伴わないもの 三万九千七百円

三 法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第三項の認定の更新についての調査 イ又はロに掲げる認定の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる認定の更新であつて、実地の調査を伴うもの 六万四千六百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

ロ 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる認定の更新であつて、実地の調査を伴わないもの 三万九千七百円

(機構による審査等に係る手数料の額)

第十七条 (略)

2 機構が行う法第十四条の二第一項(法第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の調査のうち書面による調査(法第十四条第六項の規定による調査を除く。)を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認についての調査 イからルまでに掲げる医薬品又は医療機器の区分に応じ、それぞれイからルまでに定める額
- イ 第七条第一項第一号イ(1)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの 六百七十四万七千円
- ロ 第七条第一項第一号イ(1)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの 三百三十七万九千九百円
- ハ 第七条第一項第一号イ(2)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの 百六十八万六千六百円
- ニ 第七条第一項第一号イ(2)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの 八十四万五千五百円
- ホ 第七条第一項第一号イ(3)に掲げる医薬品 二百五十三万三千六百円
- ヘ 第七条第一項第一号イ(4)に掲げる医薬品 六十三万三千六百円
- ト 第七条第一項第一号イ(5)に掲げる医薬品 百二十六万

(機構による審査等に係る手数料の額)

第十七条 (略)

2 機構が行う法第十四条の二第一項(法第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の調査のうち書面による調査(法第十四条第六項の規定による調査を除く。)を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認についての調査 イからヲまでに掲げる医薬品又は医療機器の区分に応じ、それぞれイからヲまでに定める額
- イ 第七条第一項第一号イ(1)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの 六百五十五万九千六百円
- ロ 第七条第一項第一号イ(1)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの 三百二十八万六千円
- ハ 第七条第一項第一号イ(2)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品でないもの 百六十三万九千八百円
- ニ 第七条第一項第一号イ(2)に掲げる医薬品であつて、希少疾病用医薬品であるもの 八十一万八千百円
- ホ 第七条第一項第一号イ(3)に掲げる医薬品 二百四十六万三千二百円
- ヘ 第七条第一項第一号イ(4)に掲げる医薬品 六十一万五千九百円
- ト 第七条第一項第一号イ(5)に掲げる医薬品 百二十三万

七千七百円

チ 第七条第一項第一号イ(6)に掲げる医薬品 三十一万九千円

リ 第七条第一項第一号イ(7)又は(8)に掲げる医薬品 二十万百円

又 第七条第一項第一号ニ(1)から(4)までに掲げる医療機器 六十八万三千五百円

ル 第七条第一項第一号ニ(5)から(9)までに掲げる医療機器 七万五百円

(削除)

二 法第十四条第九項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定による承認についての調査イからチまでに掲げる医薬品又は医療機器の区分に応じ、それぞれイからチまでに定める額

イ 第七条第一項第二号イ(1)、(7)又は(12)に掲げる医薬品 二百五十三万三千六百円

ロ 第七条第一項第二号イ(2)、(8)又は(14)に掲げる医薬品 六十三万三千六百円

ハ 第七条第一項第二号イ(3)、(9)又は(16)に掲げる医薬品 十二万四千二百円

ニ 第七条第一項第二号イ(4)又は(10)に掲げる医薬品 百二十六万七千七百円

ホ 第七条第一項第二号イ(5)又は(11)に掲げる医薬品 三十一万九千円

二千五百円

チ 第七条第一項第一号イ(6)に掲げる医薬品 三十一万百円

リ 第七条第一項第一号イ(7)又は(8)に掲げる医薬品 二十万四千円

又 第七条第一項第一号ニ(1)から(4)までに掲げる医療機器 六十六万四千五百円

ル 第七条第一項第一号ニ(5)又は(6)に掲げる医療機器 六万八千五百円

ヲ 第七条第一項第一号ニ(7)から(9)までに掲げる医療機器 六万八千五百円

二 法第十四条第九項(法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定による承認についての調査イからリまでに掲げる医薬品又は医療機器の区分に応じ、それぞれイからリまでに定める額

イ 第七条第一項第二号イ(1)、(7)又は(12)に掲げる医薬品 二百四十六万三千二百円

ロ 第七条第一項第二号イ(2)、(8)又は(14)に掲げる医薬品 六十一万五千九百円

ハ 第七条第一項第二号イ(3)、(9)又は(16)に掲げる医薬品 十二万七百元

ニ 第七条第一項第二号イ(4)又は(10)に掲げる医薬品 百二十三万二千五百円

ホ 第七条第一項第二号イ(5)又は(11)に掲げる医薬品 三十一万百円

へ 第七条第一項第二号イ(6)又は(12)に掲げる医薬品 十一万二千九百円

ト 第七条第一項第二号ニ(1)に掲げる医療機器 六十八万三千五百円

チ 第七条第一項第二号ニ(2)又は(3)に掲げる医療機器 三万八千二百円

(削除)

3 機構が行う法第十四条の二第一項(法第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の調査のうち実地の調査(法第十四条第六項の規定による調査を除く。)を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 医薬品又は医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に係る調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査 二百十二万四千四百円

ロ 当該試験を実施した施設が海外にある場合の調査 二百三十四万七千九百円に機構職員の旅費を加算した額

二 医薬品の臨床試験の実施の基準に係る調査 イからへまでに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額

イ 第七条第一項第一号イ(1)、(3)又は(5)に掲げる医薬品に

へ 第七条第一項第二号イ(6)又は(12)に掲げる医薬品 十九万八千八百円

ト 第七条第一項第二号ニ(1)に掲げる医療機器 六十六万四千五百円

チ 第七条第一項第二号ニ(2)に掲げる医療機器 三万七千七百円

リ 第七条第一項第二号ニ(3)に掲げる医療機器 三万七千七百円

3 機構が行う法第十四条の二第一項(法第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。)の調査のうち実地の調査(法第十四条第六項の規定による調査を除く。)を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 医薬品又は医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に係る調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査 二百六万二千四百円

ロ 当該試験を実施した施設が海外にある場合の調査 二百二十八万二千六百円に機構職員の旅費を加算した額

二 医薬品の臨床試験の実施の基準に係る調査 イからへまでに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額

イ 第七条第一項第一号イ(1)、(3)又は(5)に掲げる医薬品に

についての調査（当該試験を実施した施設が国内にある場合に限る。） 二百八十万千円

ロ 第七条第一項第一号イ(1)、(3)又は(5)に掲げる医薬品についての調査（当該試験を実施した施設が海外にある場合に限る。） 三百九万八千円に機構職員の旅費相当額を加算した額

ハ 第七条第一項第一号イ(2)、(4)又は(6)に掲げる医薬品についての調査（当該試験を実施した施設が国内にある場合に限る。） 七十四万四千四百円

ニ 第七条第一項第一号イ(2)、(4)又は(6)に掲げる医薬品についての調査（当該試験を実施した施設が海外にある場合に限る。） 七十七万三千三百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

ホ 第七条第一項第一号イ(7)又は(8)に掲げる医薬品についての調査（当該試験を実施した施設が国内にある場合に限る。） 六十六万三千六百円

ヘ 第七条第一項第一号イ(7)又は(8)に掲げる医薬品についての調査（当該試験を実施した施設が海外にある場合に限る。） 九十七万七千四百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

三 医療機器の臨床試験の実施の基準に係る調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額  
イ 当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査 六十五万三千四百円

ロ 当該試験を実施した施設が海外にある場合の調査 九

についての調査（当該試験を実施した施設が国内にある場合に限る。） 二百七十二万三千二百円

ロ 第七条第一項第一号イ(1)、(3)又は(5)に掲げる医薬品についての調査（当該試験を実施した施設が海外にある場合に限る。） 三百一万九百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

ハ 第七条第一項第一号イ(2)、(4)又は(6)に掲げる医薬品についての調査（当該試験を実施した施設が国内にある場合に限る。） 七十二万八千円

ニ 第七条第一項第一号イ(2)、(4)又は(6)に掲げる医薬品についての調査（当該試験を実施した施設が海外にある場合に限る。） 七十五万八千八百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

ホ 第七条第一項第一号イ(7)又は(8)に掲げる医薬品についての調査（当該試験を実施した施設が国内にある場合に限る。） 六十四万五千二百円

ヘ 第七条第一項第一号イ(7)又は(8)に掲げる医薬品についての調査（当該試験を実施した施設が海外にある場合に限る。） 九十五万二百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

三 医療機器の臨床試験の実施の基準に係る調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額  
イ 当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査 六十三万五千三百円

ロ 当該試験を実施した施設が海外にある場合の調査 九

十四万四千七百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

4

機構が法第十四条の二第一項（法第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第十四条第一項若しくは第九項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又は法第十九条の二第一項の規定による医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認を受けようとするときの調査（次号に掲げるものを除く。）

イ 令第八十条第二項第七号イからハまで、ホ又はへに掲げる医薬品又は医療機器

(1) 国内にある製造所についての調査 六十八万五千百円

(2) 外国にある製造所についての調査 八十六万八千六百円

ロ 令第八十条第二項第七号ニに掲げる医薬品又は医療機器

(1) 国内にある製造所についての調査 七十六万九百円

(2) 外国にある製造所についての調査 九十六万二百円

十一万八千四百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

4

機構が法第十四条の二第一項（法第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により行う法第十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第十四条第一項若しくは第九項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又は法第十九条の二第一項の規定による医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認を受けようとするときの調査（次号に掲げるものを除く。）

イ 令第八十条第二項第七号イからハまで、ホ又はへに掲げる医薬品又は医療機器

(1) 国内にある製造所についての調査 六十六万六千百円

(2) 外国にある製造所についての調査 八十四万四千四百円

ロ 令第八十条第二項第七号ニに掲げる医薬品又は医療機器

(1) 国内にある製造所についての調査 七十三万九千八百円

(2) 外国にある製造所についての調査 九十三万三千五百円



ハ 製造工程において滅菌された医薬品（イ又はロに掲げる医薬品を除く。）、医薬部外品又は医療機器（イ又はロに掲げる医療機器を除く。）

- (1) 国内にある製造所についての調査 二十万七千百円  
(2) 外国にある製造所についての調査 二十三万六千四百円

ニ イからハまでに掲げる医薬品、医薬部外品又は医療機器以外の医薬品、医薬部外品又は医療機器

- (1) 国内にある製造所についての調査 十四万五千三百円  
(2) 外国にある製造所についての調査 十五万九千九百円

二 法第十四条第一項若しくは第九項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又は法第十九条の二第一項の規定による医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認を受けようとするときの調査（医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造工程のうち包装、表示若しくは保管のみについて行うものに限る。） イ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 国内にある製造所についての調査 六万五千六百円  
ロ 外国にある製造所についての調査 八万七千二百円

三 法第十四条第六項の政令で定める期間を経過するごとの医薬品、医薬部外品又は医療機器についての調査 イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまで定める

百円

ハ 製造工程において滅菌された医薬品（イ又はロに掲げる医薬品を除く。）、医薬部外品又は医療機器（イ又はロに掲げる医療機器を除く。）

- (1) 国内にある製造所についての調査 二十万二千三百円  
(2) 外国にある製造所についての調査 二十二万九千八百円

ニ イからハまでに掲げる医薬品、医薬部外品又は医療機器以外の医薬品、医薬部外品又は医療機器

- (1) 国内にある製造所についての調査 十四万二千二百円  
(2) 外国にある製造所についての調査 十五万五千四百円

二 法第十四条第一項若しくは第九項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又は法第十九条の二第一項の規定による医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認を受けようとするときの調査（医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造工程のうち包装、表示若しくは保管のみについて行うものに限る。） イ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 国内にある製造所についての調査 六万三千八百円  
ロ 外国にある製造所についての調査 八万四千八百円

三 法第十四条第六項の政令で定める期間を経過するごとの医薬品、医薬部外品又は医療機器についての調査 イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまで定める

額

イ 第一号イに掲げる医薬品又は医療機器

(1) 国内にある製造所についての調査 四十四万八千五百円に、三万四千四百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

(2) 外国にある製造所についての調査 五十七万七千四百円に、三万四千四百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

ロ 第一号ハに掲げる医薬品、医薬部外品又は医療機器

(1) 国内にある製造所についての調査 三十九万九千九百円に、一万二千八百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

(2) 外国にある製造所についての調査 四十九万三千八百円に、一万二千八百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

ハ 第一号ニに掲げる医薬品、医薬部外品又は医療機器

(1) 国内にある製造所についての調査 三十四万六千九百円に、九千九百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

(2) 外国にある製造所についての調査 四十二万千九百円に、九千九百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

ニ 前号に掲げる調査の対象となる医薬品、医薬部外品又は医療機器

(1) 国内にある製造所についての調査 二十六万五千九

額

イ 第一号イに掲げる医薬品又は医療機器

(1) 国内にある製造所についての調査 四十三万六千九百円に、三万五百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

(2) 外国にある製造所についての調査 五十五万四千二百円に、三万五百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

ロ 第一号ハに掲げる医薬品、医薬部外品又は医療機器

(1) 国内にある製造所についての調査 三十八万九千九百円に、一万二千四百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

(2) 外国にある製造所についての調査 四十八万九千九百円に、一万二千四百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

ハ 第一号ニに掲げる医薬品、医薬部外品又は医療機器

(1) 国内にある製造所についての調査 三十三万六千九百円に、九千九百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

(2) 外国にある製造所についての調査 四十九万九千九百円に、九千九百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

ニ 前号に掲げる調査の対象となる医薬品、医薬部外品又は医療機器

(1) 国内にある製造所についての調査 二十五万八千五

百円に、六千九百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

(2) 外国にある製造所についての調査 三十四万七千八百円に、六千九百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

5 前項に規定する者が医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設（以下この項及び次項において「施設」という。）において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における同項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。

一 法第十四条第一項若しくは第九項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又は法第十九条の二第二項の規定による医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認を受けようとするときの調査 イ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 国内にある施設についての調査 六万五千六百円

ロ 外国にある施設についての調査 八万七千二百円

二 法第十四条第六項の政令で定める期間を経過することの医薬品、医薬部外品又は医療機器についての調査 イ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 国内にある施設についての調査 二十六万五千九百円に、六千九百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額

百円に、六千七百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

(2) 外国にある製造所についての調査 三十三万八千八百円に、六千七百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額

5 前項に規定する者が医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設（以下この項及び次項において「施設」という。）において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における同項に規定する者に係る法第七十八条第二項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。

一 法第十四条第一項若しくは第九項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）又は法第十九条の二第二項の規定による医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認を受けようとするときの調査 イ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 国内にある施設についての調査 六万三千八百円

ロ 外国にある施設についての調査 八万四千八百円

二 法第十四条第六項の政令で定める期間を経過することの医薬品、医薬部外品又は医療機器についての調査 イ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 国内にある施設についての調査 二十五万八千五百円に、六千七百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額

を加算した額

ロ 外国にある施設についての調査 三十四万七千八百円  
に、六千九百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額  
を加算した額

658 (略)

9 機構が行う法第十四条の五第一項（法第十九条の四において準用する場合を含む。）において準用する法第十四条の二第一項の調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 書面による調査 イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 第九条第一項第一号イに掲げる医薬品 二百七十五万  
百円

ロ 第九条第一項第一号ロに掲げる医薬品 九十一万七千  
六百円

ハ 医療機器 六十四万二千四百円

二 実地の調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 医薬品又は医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に係る調査 (1)又は(2)に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査  
二百十二万四千四百円

を加算した額

ロ 外国にある施設についての調査 三十三万八千五百円に  
、六千七百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を  
加算した額

658 (略)

9 機構が行う法第十四条の五第一項（法第十九条の四において準用する場合を含む。）において準用する法第十四条の二第一項の調査を受けようとする者が、法第七十八条第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 書面による調査 イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 第九条第一項第一号イに掲げる医薬品 二百六十七万  
三千七百円

ロ 第九条第一項第一号ロに掲げる医薬品 八十九万二千  
百円

ハ 医療機器 六十二万四千六百円

二 実地の調査 イ又はロに掲げる調査の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 医薬品又は医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に係る調査 (1)又は(2)に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 当該試験を実施した施設が国内にある場合の調査  
二百六万二千四百円

- (2) 当該試験を実施した施設が海外にある場合の調査  
二百三十四万七千九百円に機構職員の旅費相当額を加算した額
- ロ イに掲げる調査以外の調査 (1)から(6)までに掲げる調査の区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める額
- (1) 第九条第一項第一号イに掲げる医薬品についての調査(当該調査の対象となる施設が国内にある場合に限る。) 二百二十五万六千円
- (2) 第九条第一項第一号イに掲げる医薬品についての調査(当該調査の対象となる施設が海外にある場合に限る。) 二百四十七万八千五百円に機構職員の旅費相当額を加算した額
- (3) 第九条第一項第一号ロに掲げる医薬品についての調査(当該調査の対象となる施設が国内にある場合に限る。) 七十七万四千四百円
- (4) 第九条第一項第一号ロに掲げる医薬品についての調査(当該調査の対象となる施設が海外にある場合に限る。) 七十九万四千四百円に機構職員の旅費相当額を加算した額
- (5) 第九条第一項第二号イに掲げる医療機器についての調査(当該調査の対象となる施設が国内にある場合に限る。) 六十二万八千二百円
- (6) 第九条第一項第二号イに掲げる医療機器についての調査(当該調査の対象となる施設が海外にある場合に限る。) 九十七万六千百円に機構職員の旅費相当額

- (2) 当該試験を実施した施設が海外にある場合の調査  
二百二十八万二千六百円に機構職員の旅費相当額を加算した額
- ロ イに掲げる調査以外の調査 (1)から(6)までに掲げる調査の区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める額
- (1) 第九条第一項第一号イに掲げる医薬品についての調査(当該調査の対象となる施設が国内にある場合に限る。) 二百十九万三千三百円
- (2) 第九条第一項第一号イに掲げる医薬品についての調査(当該調査の対象となる施設が海外にある場合に限る。) 二百四十万九千六百円に機構職員の旅費相当額を加算した額
- (3) 第九条第一項第一号ロに掲げる医薬品についての調査(当該調査の対象となる施設が国内にある場合に限る。) 七十五万二千六百円
- (4) 第九条第一項第一号ロに掲げる医薬品についての調査(当該調査の対象となる施設が海外にある場合に限る。) 七十七万二千三百円に機構職員の旅費相当額を加算した額
- (5) 第九条第一項第二号イに掲げる医療機器についての調査(当該調査の対象となる施設が国内にある場合に限る。) 六十一万七千七百円
- (6) 第九条第一項第二号イに掲げる医療機器についての調査(当該調査の対象となる施設が海外にある場合に限る。) 九十四万九千円に機構職員の旅費相当額を

を  
加算  
した  
額

加  
算  
した  
額

○ あへんの売渡価格を定める政令（昭和二十九年政令第二百八十一号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
あへん法第三十五条第一項の売渡価格は、あへんに含まれるモルヒネ一キログラムにつき二十万八千二百円とする。	あへん法第三十五条第一項の売渡価格は、あへんに含まれるモルヒネ一キログラムにつき二十万二千五百円とする。

○ 覚せい剤取締法施行令（昭和四十八年政令第三百三十四号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（手数料）</p> <p>第二条 法第三十八条に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 覚せい剤製造業者の指定を申請する者 一万三千六百円</p> <p>二 五 （略）</p>	<p>（手数料）</p> <p>第二条 法第三十八条に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 覚せい剤製造業者の指定を申請する者 一万三千五百円</p> <p>二 五 （略）</p>